

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

平成25年11月1日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第8号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 5 前項に規定するもののほか、京都市職員の分限に関する条例第2条第2号の規定に該当するものとして休職処分を受けた教職員が復職を命じられた後6月以内に同一の疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合（当該休職処分前6月以内に同一の疾病による病気休暇の承認を受けていた期間（以下「休職前の病気休暇の期間」という。）がある場合に限る。）の当該病気休暇の期間の計算については、休職前の病気休暇の期間（前項の規定により病気休暇の期間を通算した場合にあっては、当該通算した期間）を通算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市教職員の給与等に関する条例施行規則第10条第5項の規定は、この規則の施行の日以後に復職を命じられた教職員について適用し、同日前に復職した教職員については、なお従前の例による。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）